

西郷村現場代理人の常駐義務緩和措置に関する運用基準

令和7年2月1日実施

西郷村工事請負契約約款第10条第3項に定める工事現場における現場代理人の常駐義務の緩和措置について、下記に定める事項により運用するものとする。

記

1 緩和の対象となる工事

対象工事の工事箇所がいずれも西郷村内（※西郷村内の隣接する市町村の境界を挟んでいる工事箇所である場合も対象とする。）であり、西郷村又は福島県等が発注している工事で、品質管理や安全管理に支障がないものに限り、次のいずれかの条件を満たす場合は、現場代理人を兼務することができる。

ただし、発注者（西郷村又は福島県等）がそれぞれ現場代理人の兼務を認めた工事に限る。

また、現場代理人と主任技術者の兼務は要件としない。

(1) 建設業法施行令第27条第2項に該当する工事

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事が対象となる。

ただし、専任の主任技術者の配置を要する工事を含む場合は当該工事を含め原則2件までを緩和の対象とする。

また、発注機関が同一であり現場間の最短経路がおおむね100m以内で、一体とした現場管理が可能な工事は、2件以上の工事の兼務を可とする。

(2) 建設業法第26条第3項に該当する工事

当該工事及び先行工事のいずれか1件以上の工事が、次の（ア）～（ク）の全てを満たすものが対象となる。

（ア） 請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事である場合は2億円未満）であること。なお、工事途中において、請負代金額が1億円（建築一式工事である場合は2億円）以上となった場合には、それ以降は現場代理人の兼務は認められない。

（イ） 建設工事の工事現場間の距離が、同一の現場代理人がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。なお、この場合、発注者が異なる場合は両方の発注者

から承認されなければならないものとする。

- (ウ) 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。
- (エ) 連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事または建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事に対し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。
- (オ) 当該工事現場の施工体制を情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- (カ) 当該建設工事を請け負った建設業者が、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第17条の2第1項第5号に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場ごとに備え置いていること。
- (キ) 当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- (ク) 当該工事の現場代理人（主任技術者又は監理技術者兼務の場合を含む。）が兼務できるのは、2件までとする。

(3) 上記のほか、特に発注者が支障はないと認めた工事

次の要件を満たすものが対象となるが、個別の工事内容等により、品質管理や安全管理に支障がないか発注者が判断する。

当該工事の契約金額（予定価格）が4,500万円未満（建築一式工事である場合にあつては、9,000万円未満）であり、かつ、先行工事の契約金額（予定価格）が4,500万円未満（建築一式工事である場合にあつては、9,000万円未満）であること。

なお、この要件により、兼務できる工事は先行工事と併せて2件とする。

(3) 当該工事及び先行工事との契約金額（予定価格）の合計が4,500万円未満（建築工事は9,000万円未満）の場合は3件までとする。ただし、この場合における、工事箇所は西郷村内に限る。

(4) 上記(1)から(3)のほか、特に発注者が支障はないと認めた工事

2 緩和の対象としない工事

(1) 特記仕様書に現場代理人の常駐義務があることが記載されている工事

3 手続き

(1) 西郷村が発注する他工事と兼務する場合

現場代理人を兼務しようとするときは、受注しようとする者もしくは受注者は、条件付一般競争入札の場合にあつては事前審査時に、指名競争入札及び随意契約の場合にあつて

は、契約締結時に別紙1「現場代理人の常駐義務緩和に係る申請・承認書」を提出するものとする。

(2) 福島県等が発注する工事と兼務する場合

現場代理人を兼務しようとするときは、受注しようとする者もしくは受注者は、福島県が定める様式により、福島県から承認を得たうえで、条件付一般競争入札の場合にあっては事前審査時に、指名競争入札及び随意契約の場合にあっては、契約締結時に別紙1「現場代理人の常駐義務緩和に係る申請・承認書」と併せて、福島県が発行した承認書の写しを併せて提出するものとする。

4 現場代理人が複数現場を兼務した場合の条件等

(1) 届出書が提出された各工事現場において、次の事項を履行すること。履行されていないことが確認された場合には、常駐義務緩和を取り消すものとする。

- ① 現場代理人は、常に監督員と連絡がとれる体制を確保すること。
- ② 現場代理人は、兼務するいずれかの工事現場に駐在することとし、工事現場の運営及び取締りを徹底すること。
- ③ 現場代理人が工事現場を離れるときは、必要に応じて連絡員を配置するなど、現場の安全管理の徹底を図るとともに、発注者が求めた場合には、工事現場に速やかに向かうこと。

※ただし、緩和の承認を受けた工事の施工にあたっては、次の場合に限り上記①、②、③の義務事項を除外する。

ア) 工事が完了して竣工検査の待機中となっている場合

イ) 契約後の準備期間中で、工事に着手していない場合

ウ) 片方の工事が中止または休止となっている場合

- ④ 現場代理人は、一日に1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理にあたること。
- ⑤ 現場代理人は、労働安全衛生法及び労働安全規則に基づき、安全衛生推進者、安全衛生責任者などを選任すること。また、作業主任者が必要な作業においては必ず配置すること。

(2) 緩和対象工事及び兼務する他の工事が、設計変更（増額変更）により、条件を満たさなくなった場合においても、引き続き本取り扱いを適用する。

(3) 緩和対象工事及び兼務する他の工事において、安全管理の不徹底による事故の発生、現場体制に不備が生じた場合、いずれかの工事において、現場代理人が兼務することが困難であると村が判断した場合には、村は請負者に対し書面により緩和措置を取り消し、新たに現場代理人を配置させることとする。

(4)受注者が発注者から現場代理人の常駐義務緩和を取り消された際に、新たな現場代理人を配置することができない場合には、発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとする。

5 契約変更時の取扱い

現場代理人が複数現場を兼務している工事について、設計変更等による変更契約により、対象工事の条件を満たさなくなった場合についても、引き続き、現場代理人の兼務を認める工事として取り扱う。ただし、品質管理や安全管理に支障があると判断される場合には、現場代理人の兼務を取り消す場合がある。

6 適用時期

この運用基準は、令和7年2月1日から実施する。

それ以前に契約した工事についても、先行工事として対象とすることができる。